

安城市街頭防犯カメラ機器等賃貸借仕様書

安城市街頭防犯カメラ機器等賃貸借に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	賃貸借契約
2	履行期間	工期 契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで 賃貸借期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで 撤去 令和12年4月1日から令和12年5月31日まで
3	施行場所	市内一円
4	賃貸借内容	別紙「安城市街頭防犯カメラ機器等賃貸借仕様書」のとおり
5	特記事項	防犯カメラは、無線LAN（Wi-Fi）方式の性能及び、記憶媒体（SDカード）での録画機能を有したものとし、その映像を無線の通信方式により、専用端末機器に送信するとともに、記録媒体に記録することができる環境を整備する。
6	関係法規	賃貸借の履行にあたっては、安城市契約規則及びその他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	過去10年間に、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注の1契約で50台以上の防犯カメラの設置及び賃貸借業務で、元請としての契約実績（現在賃貸借期間中のものも含む）を有する者であること。
8	入札方法	総価（消費税相当額抜き）による郵便入札とする。ただし、賃貸借料及び付帯サービスの各項目の単価契約額を記載した内訳書を提出すること。
9	支払方法	安城市街頭防犯カメラ機器等賃貸借仕様書の「第九支払い方法」に従って支払うものとする。
10	その他	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	問い合わせ	安城市市民生活部市民安全課 担当 多田 内線（2333） 電話 0566-71-2219（直通）又は 0566-76-1111（代表）
< 指示又は希望事項 >		
環境配慮関係	本市は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っています。受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。	